

国立大学法人東京医科歯科大学データ関連人材育成プログラム 実施のためのコンソーシアム運営規則

〔平成29年12月27日
規則第136号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）が行う文部科学省データ関連人材育成プログラム（以下「本プログラム」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(プログラムの目的)

第2条 本プログラムは、「医療・創薬 データサイエンスコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を形成し、医療・創薬領域でのビッグデータ・AI・IoT 的課題に取り組み解決するデータサイエンティストの育成及び本領域の研究会活動を通して、この分野における我が国の国際競争力を向上させることを目的とする。

(コンソーシアムの構成)

第3条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる機関により構成する。

(1) 参画機関（本学を含む。）

(2) 連携機関

- 2 参画機関は、コンソーシアムの運営に責任を持ち、具体的な人材育成活動及び研究会活動の管理・運営を行うものとする。
- 3 連携機関は、第5条に規定する運営委員会において参加を認められた機関で、コンソーシアムの運営を支援し、人材育成活動又は研究会活動に参加するものとする。
- 4 前項の連携機関は、その企業等区分、連携種別により、別表のとおりA会員、B会員及びC会員に区分し、年会費を徴収するものとする。
- 5 前項の年会費については、別に定める。

(協定)

第4条 参画機関は、その役割及び権利関係について本学と協定書等により確認する。

- 2 参画機関となることを希望する機関がある場合は、第5条に規定する運営委員会において承認の上、その役割及び権利関係について本学と協定書等により確認する。

(データ関連人材育成プログラム運営委員会)

第5条 本プログラムの運営に関する必要事項を審議するため、本学にデータ関連人材育成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(医療データ科学推進室)

第6条 運営委員会で決定した事項の遂行や、人材育成活動を総括する組織として、本学に医療データ科学推進室を置く。

- 2 医療データ科学推進室に室長を置く。

- 3 前項の室長は、本学学長（以下「学長」という。）が指名する者をもって充てる。
- 4 第2項の室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 第2項の室長の任期の末日は、当該室長を指名する学長の任期の末日以前とする。
- 6 第2項の室長に欠員が生じた場合の後任の室長の任期は、前任者の在任期間とする。
- 7 医療データ科学推進室に、副室長を置くことができる。
- 8 前項の副室長は、第2項の室長を指名する学長が指名する者をもって充てる。
- 9 第7項の副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 10 第7項の副室長の任期の末日は、第2項の室長の任期の末日以前とする。
- 11 第7項の副室長に欠員が生じた場合の後任の副室長の任期は、前任者の在任期間とする。
- 12 医療データ科学推進室に、必要に応じて室員を置くことができる。
- 13 医療データ科学推進室は、運営委員会の管理監督のもとで業務を遂行するものとする。

（キャリア形成支援室）

第7条 本プログラムにおける博士課程学生のキャリア形成支援を行う組織として、本学にキャリア形成支援室を置く。

- 2 キャリア形成支援室に室長を置く。
- 3 前項の室長は、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 第2項の室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 第2項の室長の任期の末日は、当該室長を指名する学長の任期の末日以前とする。
- 6 第2項の室長に欠員が生じた場合の後任の室長の任期は、前任者の在任期間とする。
- 7 キャリア形成支援室に、副室長を置くことができる。
- 8 前項の副室長は、第2項の室長を指名する学長が指名する者をもって充てる。
- 9 第7項の副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 10 第7項の副室長の任期の末日は、第2項の室長の任期の末日以前とする。
- 11 第7項の副室長に欠員が生じた場合の後任の副室長の任期は、前任者の在任期間とする。
- 12 キャリア形成科学推進室に、必要に応じて室員を置くことができる。
- 13 キャリア形成支援室は、運営委員会の管理監督のもとで業務を遂行するものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、本プログラムの運営に必要な事項については運営委員会で審議し、学長が定める。

（その他）

第9条 この規則の改廃は、運営委員会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月27日から施行する。
- 2 この規則施行時の第3条第1項第1号に規定する参画機関は、次の機関とする。
 - (1) 東京医科歯科大学
 - (2) 東北大学 東北メディカル・メガバンク機構

- (3) 東北大学 大学院薬学研究科
- (4) 慶應義塾大学 大学院薬学研究科
- (5) 東京理科大学 大学院薬学研究科
- (6) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- (7) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- (8) 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- (9) 公益財団法人 がん研究会
- (10) 株式会社 シード・プランニング
- (11) 一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム

3 この規則施行後最初に指名される第6条第2項に規定する室長の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

4 この規則施行後最初に指名される第7条第2項に規定する室長の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（平成31年3月6日規則第21号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	企業等区分	連携種別
A 会員	企業（B 会員は除く）	<ul style="list-style-type: none">・ 人材育成プログラムへの受講派遣・ 研究会活動への参加・ 連携機関連絡会議への参加
B 会員	ベンチャー企業（従業員50名以下、設立5年以内）	<ul style="list-style-type: none">・ 人材育成プログラムの受講派遣・ 研究会活動への参加・ 連携機関連絡会議への参加
C 会員	企業等全般	<ul style="list-style-type: none">・ 研究会活動への参加・ 連携機関連絡会議への参加